

## 第 12 回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成 26 年 10 月 10 日（金）  
10 時 00 分～12 時 00 分  
文化庁・第 2 会議室

### 〔出席者〕

（委員）沖森主査，笹原副主査，岩澤，井田，入部，鈴木（泰），関根，田中，棚橋，出久根，納屋，やすみ各委員（計 12 名）  
（文部科学省・文化庁）岸本国語課長，鈴木国語調査官，武田国語調査官，小沢専門職ほか関係官

### 〔配布資料〕

- 1 第 11 回国語分科会漢字小委員会・議事録（案）
- 2 これまでの議論のまとめ（「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について）
- 3 「平成 25 年度 国語に関する世論調査」（文化庁文化部国語課・報告書冊子）
- 4 平成 25 年度「国語に関する世論調査」の結果の概要
- 5 漢字小委員会における審議スケジュール（案）

### 〔参考資料〕

- 1 小委員会の設置について
- 2 学校教育における漢字指導に関するヒアリングの要点
- 3 窓口業務に関するヒアリングの要点

### 〔机上配布資料〕

- 平成 25 年度「国語に関する世論調査」関連新聞記事（委員限り）
- 国語関係答申・建議集
- 国語関係告示・訓令集
- 改定常用漢字表
- 国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）
- 学年別漢字配当表（「小学校学習指導要領」）
- 常用漢字表の改定に伴う中学校学習指導要領の一部改正等及び小学校，中学校，高等学校等における漢字の指導について（通知）

（平成 22 年 11 月 30 日 文部科学大臣政務官通知）

### 〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 事務局から，配布資料 5「漢字小委員会における審議スケジュール（案）」の説明が，前回からの変更点を中心にあり，今後の漢字小委員会及び国語分科会の予定について確認された。
- 4 事務局から，配布資料 3 及び 4 について説明があり，説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 5 沖森主査から，参考資料 1 の「2 その他」の規定に基づいて，漢字小委員会に提案する原案を主査，副主査，事務局で整理するとき手伝っていただく主査打合せ会を設置したいと提案があり，了承された。

また、沖森主査から、打合せ会のメンバーは、主査、副主査に加え3名程度の委員にお願いしたいこと、メンバーに入っていただけというお気持ちのある委員は1週間以内に事務局まで連絡を頂きたいこと、決定したメンバーは決定次第、事務局から各委員に連絡させていただくこと、専門的な知識が必要となった場合には外部の識者にも加わってもらう可能性のあることの4点について確認があった。

- 6 事務局から配布資料2、参考資料2及び3について説明があり、作成する指針が対象とする範囲について、前書きに盛り込むべき内容について、示し方についての3点を中心に協議が行われた。
- 7 次回の漢字小委員会について、平成26年12月19日（金）午前10時から12時まで文化庁特別会議室で開催することが確認された。あわせて、国語分科会について、平成26年11月21日（金）午前10時から11時30分まで文部科学省3F1会議室で開催することが確認された。
- 8 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

#### ○沖森主査

先日報道されました平成25年度「国語に関する世論調査」について、国語課から報告をしていただきたいと思います。その後、質疑を取った上で、時間を少し取って自由に意見交換をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局（岸本国語課長）から配布資料3及び4について説明

#### ○沖森主査

どうもありがとうございます。後で意見交換に入りたいと思いますが、まずはただ今の御説明に対して質問でございますでしょうか。（→ 挙手なし。）

では、今回の「国語に関する世論調査」についての意見交換に移ります。余り時間はございませんけれども、御感想、御意見など御自由に御発言いただければと思います。コミュニケーションの設問、質問の設定の仕方とか、あるいは取り上げた慣用句等についての問題とか、何かございませんでしょうか。

#### ○田中委員

毎年、外から見ているものですから、素朴に不思議に思っていることが一つあって。この設問のカテゴリーとか、具体的な設問というのはどういうプロセスで、どういう人が決めているのでしょうか。

#### ○武田国語調査官

基本的には、これは全て国語課内で決めております。ただ、特に国語分科会の審議事項に深く関わるような場合、これまでですと「敬語の指針」のときや、「改定常用漢字表」の最終的な段階のときなど、「国語に関する世論調査」をほとんど丸々、敬語や常用漢字表のことに使いましたが、そういった審議事項に直接関係するような調査を行うときには、国語分科会の委員の皆様にご依頼して、問いの作成などに関わっていただいております。

#### ○笹原副主査

この漢字小委員会では漢字の字形についてもろもろ検討しているわけですが、今後その質問の中で、日本人の漢字の字形に関する意識のようなものが改めて尋ねられる

可能性もあると思っていてよろしいでしょうか。

○武田国語調査官

漢字の字形については、平成23年度の調査で尋ねております。資料は委員の皆様方のお手元にはないのですが、印刷文字と手書き文字の字形の違いという問いを立てまして、「衣」「家」「心」「保」「令」の五つについて印刷文字と手書きの文字を並べて、その違いが気になるかどうかを尋ねました。結果としては、「特に気になる」が3割近かったのが「保」です。「令」は4分の1の方が「気になる」とおっしゃっていました。この審議が進んで、今年度又は来年度の調査の中で、漢字の字形について尋ねるべきことがあれば、その辺りについて、是非御意見を頂戴できればと思っております。

○関根委員

「ことば食堂へようこそ！」は幾つか拝見して、面白いと思っております。「ことば食堂へようこそ！」では本来の意味か、本来の意味ではないかということだけで解説しているのですが、以前、ここで意見として出した、慣用句などについて、それを誤用として正していった方がいいのかどうかということについても、文化庁としての見解を出すべきではないかと思っていて、それにもある程度答えていただいているのではないかと感じています。

この「ことば食堂へようこそ！」に関しては、やはり本来の言い方に導くような形でシナリオを作っているのでしょうか。それとも、もう使われていないもの、例えばこの言い方自体は使っていないので、もうこの言い方自体を使うことは避けようとか、あるいは、例えば「確信犯」のような、こちらが正しいと声高に言うことができないような扱いの難しいものもあると思いますが、「ことば食堂へようこそ！」のシナリオのコンセプトはどんな感じですか。

○鈴木国語調査官

まず、担当者として取り上げる慣用句等をどういう観点で選んだかと言うと、本来の意味と本来でない意味とで、選択した方の比率が両方ともある程度のあるものを選びました。基本的には自分ではこういう意味だと思っ<sup>て</sup>使っ<sup>て</sup>いても、相手はそういう意味で取っ<sup>て</sup>いない可能性があるという、コミュニケーション上の齟齬<sup>そご</sup>が生じる可能性があるものを、どのような齟齬が生じ得るかという形で紹介しました。この言葉については今、こういう意味で使われることがあるが、本来はこういう意味であること、そして、今は、こういう意味でこのくらいの人<sup>が</sup>理解しているというデータを示すことで、この言葉を使うときに、自分が知っている意味だけで行くと、もしかしたらこんな勘違いが起こるかもしれないというところまでを示しています。もちろん本来の意味は少なくとも知っ<sup>て</sup>いただこうという意図はありましたけれども、重点は、コミュニケーション上の齟齬が生じることに<sup>対して</sup>の一つの注意喚起という点にあります。

ですから、「確信犯」のように、明らかにもう本来でない意味で理解している方が圧倒的に多く、ほとんどの方が本来でない意味で使っているものというのは、コミュニケーション上の齟齬が生じ得るという点から、取り上げる候補としては考えにくいものでした。ただ、知識として知っ<sup>て</sup>もらおうという意味で取り上げるということは、可能性としては否定しませんが、そうすると、今、公開しているもののコンセプトとは若干ずれてしまうのではないかと思います。

○岩澤委員

コミュニケーションの質問項目で、「いつも同じような態度でいようとする」「相手や場面に合わせて態度を変えようとする」の答えの解釈の問題なのですが、ある新聞のコメントを見ると、若い人ほど場の空気を読んでいるというように書かれていました。この質問の意図は、二通りに取れて、相手や場面に合わせて態度を変えようとするということは、例えば相手の顔色や場の雰囲気を見て態度を変える、つまり我々の世代からすると、いい意味でも取れるし、そうではない意味でも取れます。

質問の意図と、この答えに対する評価をどう捉えているのでしょうか。どういう意図で質問を作成されて、先ほどのある新聞のような若い人ほど場の空気を読めるという結果になったのでしょうか。要するにプラスの評価としてこの回答を捉えると、年齢の高い人たちは逆に場の空気が読めないという解釈をされてしまいます。この辺の意図がよく分かりません。意図と、この結果に対する評価というのをどう考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○岸本国語課長

それは両面ございまして、岩澤委員がおっしゃったようなことで、どうしてそのような態度を取るのかという理由も回答してもらっています。その選択肢に、「その方がコミュニケーションが取りやすい」「協調性がある」「上下関係を大事にしている」「その場の雰囲気や状況、人間関係などを読み取る力があると感じる」というような肯定的な選択肢も用意しております。

一方で、「同じ態度の方がいい」と回答した方に対しては、「裏表のない正直な人物だと感じる」「いつも一貫している人物だと感じる」というような選択肢も用意しておりますので、両方あります。

○やすみ委員

そう考えると、この質問のところにはもう一つ設問があるといいと思いました。「相手や場面に合わせて言葉遣いを変えますか」ともう一つあれば、より何か見えてくるものがあるのではないかと。態度と言葉遣いという、またちょっと違う切り口で感じられるのではないかと。その案はありましたか、言葉遣いを変えるかどうかといった。

○武田国語調査官

「コミュニケーション」ということで、今後、国語分科会で検討していただく内容は、恐らく言葉に関係するところが中心になっていくとは思いますが。ただ、今回はあえてと言いますか、少し言葉から離れた、あるいは言葉の背景にあるものを聞いてみようという意図がございました。平成23年度、24年度と続けてコミュニケーションに関しての問いを尋ねてきましたが、今年はもう少しコミュニケーションというものを広げて考えたということです。

設問の言葉についても、この問いを作成する時に「態度や言葉遣い」というところまで考えたのですが、世論調査はその方の意識を調査するものですので、最終的に今回は「態度」という、少しぼんやりした言い方で聞いて、直感的に答えていただくような問いにしました。そうした理由で、今回は「言葉遣い」ということはあえて外しました。

○やすみ委員

興味があるので、是非質問にも入れてください。

○沖森主査

配布資料4，ここに挙がっている概要とは別に，こちら，配布資料3の冊子の方はもっと詳しく，それぞれの項目について調査の結果が示されているようです。先ほどのお話ですと，例えば28ページ，29ページに，態度を変える人を好ましいと感じる理由をそれぞれ聞いているところがあります。こういうことが分析にも生かされているのだらうと思います。概要は，飽くまでも本当に概要で，細かいところまでは言及していないということになるかと思います。

○出久根委員

1か月に本を1冊も読まない人が半数近くもいるという，こんな状態ですから，例えばいわゆる書き言葉の「やぶさかでない」とかの意味が全然，まるで分からないという答えが出るのも無理はないと思います。「まんじりともせず」なんていうのも，やはりふだん私たちは言葉として使うかどうか。

したがって，この調査は，これをどうするかということだと思えます。この「まんじりともせず」とか，「やぶさかでない」という言葉を正しい意味で認識してほしいということなのか，ただ意識だけ調査して，それで終わりなのかということだと思えます。

○岸本国語課長

この調査をしている目的は，こういった調査を報道していただくことによって，「まんじりともせず」ですとか「やぶさかでない」というのは本来どういう文脈で使われる言葉なのかということについて気付いてほしい，知っていただきたいという趣旨です。読書率についても，いま一度，自分の読書生活，読書状況を振り返っていただきたいということと，実際どの程度読書をされているのかということについて調査をした上で，対象者が16歳以上ですので，限定的にはなりますが，例えば学校関係者の方には，学校という現場で読書を子供たちにどのように取り組んでもらうのか，そういったところに広く関心を持っていただくという意味で実施しております。

ただ，出久根委員のおっしゃった読書の不読率が高いということに関しては，若干上がってはいるのですが，そんなに大きな変化はございません。なぜ読書をしないのかという理由では，高齢の方はやはり視力など健康上の理由を挙げられており，あるいは若い世代ですと，ほかの情報機器というものを活用して，例えば本ではありませんが，いろいろなネット上の文章を読んでいる可能性というのがあります。そういった複合的な要素もいろいろ踏まえた上で考えていかないといけないと感じております。

○出久根委員

例えば，「やぶさかでない」とか「まんじりともせず」というのは特殊な言い方であって，この正しい意味を知るといえるのは大事だろうかと思いますが，一般の人たちにこういう言葉が大事な言葉であるかどうかという問題があると思います。私のようにもの書きはやはり知らなくてはなりませんから，正しく知るといえることは必要ですが，普通の人たちは日常，例えば本を読まない人は，文章は書かないでしょうし，その人たちにとって「やぶさかでない」なんていう言葉は，必要かどうかという問題です。だから，毎年やっていますが，余りにも特殊な用語だけ取り上げているのではないかと感じてしまいます。この辺を一般の人たちが使うかどうかという問題が出てくると思います。その辺はどうでしょう。

○岸本国語課長

やはり問いを考えるとときに、余りにも皆さんが知っていらっしゃる言葉だけで調査をしても、ある意味、予想どおりの結果しか出ないだろうと。調査として意識啓発という趣旨を考えたときに、ある程度の間は分かっているけれども、そうでない方も相当数いらっしゃるような言葉を選ぶのが最も意義があるのではないかということ、いろいろ厳選して言葉を選んでおります。余りにも古臭いと言いますか、出久根委員がおっしゃったように、それを知る必要性があるのかどうかというような言葉は選ばないように、今後も調査の問いの立て方のときに考えていきたいと思っております。

○出久根委員

こういう調査というのは誰もが知っているような言葉を取り上げて、それはもう答えは分かっているわけですから、当然、特殊な用語になってしまうだろうと思いますが、でも私などがこうやって読んでみますと、例えば「やぶさかでない」という言葉は、正しい意味を知らなくても日常ではそれほど不自由はありません。その辺の調査をしてどうなのかという気はします。特殊な調査ではないかという感じがするわけです。

○武田国語調査官

調査項目の候補として挙げるときには、例えば国立国語研究所のデータベースや、ネット上での使用状況など、そういったものを確かめて、余りにも使用例が出てこないようなものについては取り上げないようにしております。今回、例えば「まんじりともせず」は、確かにそれほど出現頻度、世の中で使われている頻度というのは高くない言葉であろうと思います。ただ、「眠らない」という意味には取れない「まんじりともせず、ずっと立っていた」とか、「まんじりともせず台を押さえていた」とか、そういった表現が実際にかなり見られたので取り上げました。

それから、「やぶさかでない」については、用例がかなりあるのではないかと考えております。例えば、ドラマや何かの会見で、そういったところで比較的便利な言葉として使われています。辞書を見ると「喜んでする」ということですが、どうも使われている状況を見ると必ずしもそうではありません。辞書的な意味と使われ方との乖離があるのではないかということで、今回、取り上げてみました。今後、言葉の取り上げ方については十分注意してまいりたいと思っております。

○関根委員

「やぶさかでない」は政治家の答弁でよく出てきますね。

○出久根委員

私は、一般の人は使わないと思う。政治家、つまりテレビとラジオですね。

○関根委員

そういうところで、例えばテレビを見て、あるいは新聞で談話が報道されたときに、批判の目を向けるという手掛かりにはなるのかもしれないと思って、「やぶさかでない」については面白いと思いました。

○出久根委員

確かに本よりも、むしろテレビ・ラジオでの発言、例えば「やぶさかでない」なんていうのは、大体、政治家が使っています。一般の人、通行人がそんなこと言うわけではない。だから、その意味でいうと、ここに出ているテレビ・ラジオの影響が大である

というのは分かるような気がします。

#### ○棚橋委員

やはり、こういう調査をしていただくと、人々の言葉の使い方というのはかなり変わってきていると感じます。今回の調査でも、「千円から頂きます」という言葉は、前は普通に使っていたことが、意識の中では随分改善されていて、使わなくなっている人が多いということを考えますと、今回の「やぶさかでない」も含めて、いろいろな使い方に意識が向くことになると思いますので、効果は上がっていると思います。

「他山の石」は割と正答率が高いというのは、多分、受験の知識としてかなり押さえている人がいるからかなと思います。

そうすると、「世間ずれ」以下の言葉というのは割と慣用的な言葉で、ちょっと性質が違って、日常の生活の中で使っていることが多い言葉という感じがします。ですから、慣用的な語句を、学校教育の立場にいる者としては、学校教育の場で少し取り立てて指導していく必要があるとも感じました。

#### ○鈴木（泰）委員

この調査は、言葉を扱って、遊んでいるような感じもします。深刻な問題は避けて、つまりそれが社会的な評価にすぐつながってしまうようなことは避けていることははっきりしています。誰もが傷つかないような、それで話題にして楽しむことができるような言葉に非常に上手に限定していることは立派だと思います。が、少し深刻な方にも手を出す方向性を今後は持っていたら、もっと意味のある調査になるのではないかと思います。

#### ○納屋委員

配布資料4の概要版で言いますと18ページの「「～る」「～する」形の動詞について」のところで、自分の知らない言葉がありました。「きよどる」「タクる」「ディスる」というのは、残念ながら自分では使っていませんでした。そんなことも話題にされていて、幅が広いと思います。これは経年比較をする意味もあって、絶対、今後とも続けていただきたいと思っております。

#### ○武田国語調査官

「～る」「～する」は国語審議会時代に話題になっていて、動作性の名詞の動詞化、例えば「段取りをする→段取る」であるとか、動作性のない語のサ変動詞化、「主婦する」「家族する」など、こういったものについては日本語の造語力の一端と見方もありますが、どの程度まで認めていくのかの判断が難しいとの報告が出ております。今後、言葉遣いについて検討していただく可能性があるということで、取り上げた問いです。

#### ○入部委員

敬語についての質問で、配布資料4の14ページのところですが、今後とも敬語が必要だと思うかということで、前回の15年度の調査で「必要だと思わない」は3.3%と非常に低い数字で、今回、更に低いということなので、こうした質問は次回はなくていいと思います。これは、正に文化庁のこれまでの事業の成果ですので、必要かどうかということではなくて、せっかくのスペースなので、これに差し替えて、もう一步突っ込んだ質問があってもいいのかなと思います。と申しますのは、大学でも必要かどうかという話はせずに、敬語の使い方ということで教えています。この辺はあって当然、特に日本語が美しいと言われる大きな要因になっているところですので、この

質問はどうかのかなと思いましたが、今後、御検討いただければと思います。

○岸本国語課長

経年で同じ質問をすることによって、敬語の必要性がより強く認識されてきているということが確認されてきたと思います。そうした意味でもこういったことを引き続き尋ねた上で、入部委員がおっしゃったような更にその先といいますか、敬語は一体どこで、どのように教えるのが効果的なのかとか、そういうことを浮き彫りにするような調査項目を今後も考えていきたいと思っています。

○沖森主査

ほかにないようでしたら、「議事（2）平成25年度「国語に関する世論調査」の結果について」に関してはここで終了させていただいて、メインの「議事（1）「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について」に入っていきたいと思っています。

まず、以前から話題に上がっておりました主査打合せ会の設置について御提案申し上げたいと思います。今後、具体的な成果物を作成していくに当たって、漢字小委員会で毎回検討していただく、そのためのたたき台となるようなものをお示しする必要があるかと思っております。そのたたき台を準備するに当たって、主査、そして副主査、事務局で行うべき論点の整理をお手伝いいただき、そういう趣旨の会と御理解いただきたいと思っています。名称も、昨年までと同様、主査打合せ会ということで考えておりますが、いかがでしょうか。

メンバーにつきましては、漢字小委員会の委員のうち、主査、副主査を含めた5名ほどで構成してはどうかと考えております。副主査とも相談をして、私から指名させていただきたいと考えておりますが、皆様の中でこの主査打合せ会のメンバーをお受けくださるとい方がいらっしゃれば、1週間以内に事務局へ御連絡いただきたいと思っています。それを踏まえて、主査、副主査でメンバーを決めてまいります。また、検討の内容が字体、字形などの問題のうち、非常に細かい専門的なところに及ぶような場合には、今後、必要に応じて、外部の識者一、二名に加わっていただくことも考えております。

以上の件について御了解いただけますでしょうか。この打合せ会の設置に関しては、参考資料1に平成26年5月23日、国語分科会長決定というものがございすけれども、「2 その他」に、「各小委員会の運営に関し、必要な事項は、当該小委員会が定める」という、これに基づいて立ち上げたいと考えております。これについて、何か御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。主査打合せ会を立ち上げるということについて御了解いただけますでしょうか。

(→「異議なし」の声あり。)

○沖森主査

では、そのように進めていきたいと思っています。メンバーが決まりましたら、その時点でメール等で委員の皆様にはお伝えするつもりであります。12月に予定されている次回の漢字小委員会からは、この主査打合せ会で整理したものをお示しするようになりたいと考えております。よろしくお願いたします。

それでは、検討内容に入りたいと思います。本日は、これまでの御意見を踏まえまして、「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の内容についての大きな方針を協議していただきたいと思っています。次回の漢字小委員会からは、先ほどの主査打合せ会で整理したものを少しずつお示ししたいと思っておりますが、その整理に当たって前提になるような事柄について、本日は御意見を頂きたいと思っております。

す。そこで、配布資料 2「これまでの議論のまとめ」と関連する参考資料 2 及び 3 について、事務局からまず説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

事務局（武田国語調査官）から配布資料 2，参考資料 2 及び 3 について説明

○沖森主査

協議に移りたいと思います。ただ今のまとめ、大きく九つに分類して報告されましたけれども、これを更に絞って、本日は次の三つの論点で御議論いただければと考えております。

まず、1 点目は、配布資料 2 の「3. 指針が対象とすべき範囲について」、この点について最初をお願いしたいと思います。2 点目は、今後、指針としてまとめる基本的な考え方を御議論いただくわけですが、最終的な報告書で前書きのようなものが必要になるだろう、そこにどのようなことを盛り込んでいくべきかということについて御議論いただきたいと思います。3 点目は、その報告書にどのような示し方をするか、どこまで具体的な内容にするか、漢字そのものを取り上げるということになるわけですが、どこまで具体的なものを示していくのかということについてです。この三つについて、本日は御議論、御意見いただきたいと思います。

一つ目の論点ですが、この指針の作成について議論するに当たって、これまで学校教育や、固有名詞に関わる窓口業務の問題などが話題になってまいりました。この指針は常用漢字表の手当てとなっておりますので、その方向で作成に当たりますが、本来は常用漢字表が対象としていない学校教育における問題や、固有名詞の問題、要するに人名用漢字の問題などについて扱うのか、扱わないのかといったことについて御意見を頂きたいと思います。

○鈴木（泰）委員

学校教育に関してですが、女偏の横画から出るか、出ないか、学校教育の中で揺れがある。そういうところまで、ここでは決められないのではないかと思います。手書きの字体の中の差まで含めて活字体と手書きの字体との違いを取り上げるのは難しいと思います。いわゆる手書き文字の中での揺れに関わるようなことは、なるべく外した方がいいのではないかと思います。具体的にははっきりしないんですけど、女偏の字などに関しては、ここでこちらにすべきだということになると、教育の分野にちょっと踏み込み過ぎなのかなと思います。その辺をどう考えたらいいのかということが前から気になっているところです。

○沖森主査

今の御意見に対して、何かほかに御意見、御感想を頂ければと思います。ただ今の問題につきましては、論点 2 の方に含めて考えたいと思っておりましたが、それはその方でまた御議論いただくことにしまして、今回の課題と言いますのは常用漢字表の手当てということです。特にお手元の常用漢字表の（17）ページから（23）ページの「（付）字体についての解説」というところに示されたものを中心に、こういう揺れと言いますか、混乱の基になっている原因について、どのように具体的に、もう少し踏み込んでまとめていくか、報告するか、ということになるかと思っております。

その際、常用漢字表だけでいいのか、あるいは人名用漢字まで踏み込むべきか、あるいは表外字まで及ぼすべきかといったような、これはもちろん範囲がありまして、全ての表外字には及ぼせませんが、それぞれレベルがあるかと思っております。例えば、常

用漢字表で示されたパーツが、やはり当然ほかにも波及するわけですが、そうした点についてどこまで、どの範囲で示すかということについて御議論いただければと思います。まずは、その点で御意見を頂きたいと思います。

○ 関根委員

質問を兼ねてですが、表外字に波及するかという点では、従来だとそれが難しかったけれども、今回の改定の際に、今回追加された字に関してはいわゆる康熙字典体<sup>き</sup>を採りました。そうすると、表外字への波及に関しても比較的取り組みやすくなったという気がします。どうですか。

○ 沖森主査

積極的にではありませんが、多分そうでしょう。

○ 関根委員

もちろんそうですが、もし以前の形だと、この常用漢字表の手当てという中で表外字まで字体に関して波及させるのは、すごく説明が難しかったような気がします。でも、今回、幸か不幸かと申しますか、基本的には常用漢字表内でやるべきであろうとは思っています。当然、使う人は人名用漢字とか表外字に関しての指針も当然求めてくると思います。一般の人はそこまでの区別はしていないと思うので。

そうすると、ある程度その辺は念頭に入れた形で、前書きとか、説明の部分で、飽くまで常用漢字表の手当てなんだという、その辺のところをうまく説明できればなと思います。

○ 鈴木（泰）委員

今のところ、よく読んでないのですが、康熙字典体<sup>き</sup>に倣う、康熙字典体を基にするというのは、どこに、どのように書いてあるのでしょうか。

○ 関根委員

いえ、そうではなくて、追加漢字、今回の2010年の追加の際に、字体に関してはいわゆる常用漢字体、当用漢字体と言いますか、略体にしないで、例えば「しんにゅう」に関して「2点しんにゅう」を取り入れましたね。

○ 鈴木（泰）委員

康熙字典体<sup>き</sup>を取り入れましたね。特に康熙字典ということがどこかに書いてあるわけではなく、実質的にそちらを取り入れたと。

○ 関根委員

そうです。康熙字典<sup>き</sup>というのはちょっと便宜的な言い方で、正確ではないと思います。

○ 鈴木（泰）委員

実際には倣ったということ。それを波及させたらいいのではないかと。

○関根委員

もし今回の追加に関しても従来どおりの略体を入れたとしたら、常用漢字表の中で字体を論じる場合に難しくなるのではないかと思います。正字の字体に関して言うのは。

○鈴木（泰）委員

一方でそういう正字体を取り入れて、一方で略体を取り入れるというのは、うまく説明ができないことになるということですか。

○関根委員

むしろ、説明が可能に、説明しやすくなったと思います。つまり、今の常用漢字表の中にいわゆる正字体と略体、両方入っているわけですから。

○鈴木（泰）委員

しんにゅうの場合、両方入っています。

○関根委員

それで、表外漢字はいわゆる正字体の方になるわけですから。

○鈴木（泰）委員

それが両方混在するのが当たり前だと、そういうスタンスできるのではないかと。

○関根委員

そういう形になったわけです。そういうのが私の感想ですが、どうでしょうか。

○武田国語調査官

常用漢字表は、いわゆる康熙字典体<sup>き</sup>という言い方を使っております。例えば、お手元の「改定常用漢字表」の「表の見方」、オレンジ色の扉の次の括弧のない方の1ページを御覧ください。括弧に入れた古い字体の説明として、「6 丸括弧に入れて添えたものは、いわゆる康熙字典体である。これは明治以来行われてきた活字の字体とのつながりを示すために参考として添えたものである」とあります。表を見ていただくと、現在の通用字体の後に括弧の中に入る形で漢字が示されています。これを常用漢字表では、「いわゆる康熙字典体」という言い方をしており、括弧の中のものは参考として示しましたと言っています。

「改定常用漢字表」で追加したものについては、同じ答申の168ページを御覧ください。ここに一覧があります。この追加字種については、昭和56年の常用漢字表に入っていなかった字の形について印刷の際の標準を定めた「表外漢字字体表」というものが平成12年に国語審議会から答申されており、そこで選んだ字体を原則として追加したということです。

○鈴木（泰）委員

ここに載せた字体と同じものということですね。

○武田国語調査官

はい。そこに取ったものは、いわゆる康熙字典体<sup>き</sup>のものが多くなっております。

○沖森主査

いかがでしょうか。先ほど私の説明で、常用漢字表の2,136字についてだけと限定するか、人名用漢字、あるいは表外字についてまで、積極的ではありませんけれども、少し及ぼすような記述を含めた範囲で考えていくかどうかということについて。その方でいいのではないかという関根委員の御意見だったのですが、いかがでしょうか。

○田中委員

私は、関根委員とは少し違う考え方を持っています。常用漢字表にせよ何にせよ、いずれにせよ目安です。最初から手広くやるよりも、常用漢字表の中の前書きなり何なりのところで、常用漢字表の目安としてこういうようなことを示すということで、汎用的に考えてもらうことをした方がいいと思います。

つまり、表外字などが入ってくると、検討しなければいけないことが多くなり過ぎますから、まずは常用漢字表の中での目安中の目安といったところから示して、そこから考えてもらう。人名用漢字とか表外字については、当然、やらなければいけないことかもしれないけれども、次の課題にさせてもらうといったことをどこかでぼんやり書いて次の宿題にした方が、決められた時間の中でできる仕事としてはいいと考えています。無論、幅が広くなればなるほど、いろいろな疑問や質問は出てきますが、それについてはここから推測してもらう。その推測できる部分をきちんとやっていくことで対応するのが、私は現実的だと考えます。

○関根委員

私もそんな積極的に、表外漢字とか人名用漢字まで取り入れるというのではなくて、飽くまで、田中委員がおっしゃったような、常用漢字表内での指針で、ただし、その中での理屈が表外漢字や人名用漢字にもある程度応用できる余地というか、その辺りを示しておく必要があるという意味です。

○田中委員

それは、もう本当におっしゃるとおりです。

○関根委員

だから、意見としてはほとんど同じだと思います。

その辺りの理屈付けをちゃんとしておかないと、しばしば、例えば固有名詞に関しては常用漢字には入らないではないかということがありますから、そういうことで批判されるかもしれませんし、その辺りを慎重に検討していかないと、ということです。

○納屋委員

やはり常用漢字表の手当てですので、公表する、作るものについては常用漢字表内と厳格にしておいた方がよろしいと思います。時間的な制限もあって、この委員会の設定の形からいけば年間で何回できるでしょうか。主査打合せ会を入れたって大してできないと思います。そういう物理的なことも生じますので、とにかく常用漢字内です。

ただ、検討するとき、関根委員がおっしゃったように、これは全体に、先ほどの常用漢字表の本表を見たときに、例えば3ページを見ますと「亜」が最初に来ますが、括弧書きで「亞」とあり、康熙字典体きを示してくれています。しかし、表外漢字全部というのは、時間的にも無理です。範囲は、当用漢字表のときから常用漢字表に移っ

ていく昭和 56 年の段階でもこのようにやっていました。当用漢字表を作っていく段階で簡易字体を使っていく流れがあったこと、明治以来の字体が康熙字典体であったこと、この歴史的な意味合いを踏まえても、ここについて議論はなかった。

だから、字体について取り上げるというここまでの流れでは、括弧で示された康熙字典体までは検討の対象とする必要はないのではないのでしょうか。

#### ○関根委員

誤解して受け取られているみたいですが、具体的に表外漢字とか、人名用漢字まで個別に検討するというものではありません。常用漢字表の範囲内である程度の目安ができるわけです。その目安をそちらにまで応用していいのかどうかという話です。だから、例えば食偏に関して何かあったとして、それは飽くまで常用漢字表内に挙げられた字種に関してだけで、それ以外は関係ありませんとしてしまうのか。あるいは、ある程度目安がそちらに準用できるようにするのかということ。固有名詞に関してもそうだと思います。今回、鈴木「鈴」が議論の発端になったと思いますが、飽くまで常用漢字表の手当てということにすると、固有名詞の字体に関しての指針ができないわけです。鈴木という固有名詞に関しての「鈴」をどう書くかというところまで、言及できないこととなります。その辺りはどうするのでしょうか。

#### ○笹原副主査

鈴木「鈴」は常用漢字ですし、命令「令」も常用漢字ですが、人の名前ですと、王（玉偏）に命令「令」を書く「玲子」さんれいのような用例がたくさんあります。だから、そういうものも同じように考えていいですよということを前書きで触れるかといったことですよね。

#### ○関根委員

そうです。それを言うのか、それとも常用漢字表の表内に字種がないので、それは範囲外ですと言ってしまうのか。ただ、範囲外と言うのはどうかと思いますので、波及させた方がいいのではないかというのが私の意見です。

#### ○沖森主査

この御意見は、主査打合せ会でもう一度整理をし直して、またここで再度御議論いただきたいと思いますので、一つ目の協議についてはここで打ち切ってよろしいでしょうか。  
(→ 委員のうなずきあり。)

続きまして、論点として先ほど設定した 2 番、指針の基本的な考え方を示す前書きのような部分にどのようなことを盛り込むか。これは基本的な姿勢ということになるのでしょうけれども、幅広いところで、どういうスタンスで報告書を作成するかということだと思います。先ほど鈴木（泰）委員から頂きました学校教育との関係でどこまで踏み込むか、この点についてまず御意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○笹原副主査

先ほど鈴木（泰）委員が出してくださった「女」という字は、「改定常用漢字表」の冊子ですと、(22) ページに挙がっている例に当たるかと思います。この「改定常用漢字表」の考え方では、手書きする場合、「ノ」が「一」の上に出ても出なくても、どちらでも字体は同じだということに示していますが、ただ、これがこういうところにあるものですから、なかなか読み取りにくく、世の中には広まっていないという面

もあるかと思えます。

常用漢字表は、世の中で人々がふだんの文字生活の中で使う漢字の目安となるものについての考え方を示しています。それが教育の方面で利用されるかどうかというのは、恐らくまた別の判断があるのだらうと思われまゝ。少なくとも現場の先生がどちらかを×にするという場合には、常用漢字表とは違う考え方で採点をされたと誰もが言えるような状況になっていくと私は理解しております。どちらかでなければいけないという考え方でなく、「女」の右上の出る出ないについては実は常用漢字表は寛容であるということです。

#### ○鈴木（泰）委員

手書きの文字が二つ、違う形で並んでいるのは、許容だということを出している。ただ、それを許容というように考えない場合があるのではないか。つまり、活字体に近い方が正しいとか、そういった考え方をされる方がいらっしゃるかもしれない。もしそうだとすると、両方とも、どちらを使ってもいいということ、どちらがベターだという判断ではないということ、どこかではっきり言っておいた方がいいかもしれません。

#### ○岩澤委員

正にそのところだと思います。やはり国語施策が知られていないことによる混乱が現実にあります。混乱と言っていいのか、あるいは現場での適用の仕方が違うと言ったらいいか。「混乱」という表現が適切かどうかというのは議論があると思いますが、要するに既にもう国語施策として示されているにもかかわらず、それが社会の中で十分知られていないというところに、この問題の基があるということです。そうすると、もっと緩やかに捉えていいという基本的な考え方がまずきちんと示されなければいけない。そのための前書きというのは絶対に必要だと思います。

そこから先は、その次のレベルの話に行ってしまうのかもしれないけれども、例示をどう作るのか、許容といったときの許容の範囲をどこで線引きするのかというところが、テクニックの問題もあると思いますが、私、その世界の専門家ではないので、実際に作業を始めていったときに、どういう観点から線引きができるのかということ、むしろそのジャンルの専門の先生方にお聞きしたい。要するに、それができるならば、かなり一般の方に使えるものができるのではないか。逆にそこまで行かないと、今回やる作業の意味合いが余り見えてこないという感じを持っています。

例えば、<sup>みんな</sup>明朝体と教科書体と手書きを並べて書けばいいのだけれども、そうすると、教科書体は教育の現場の話ですと言って、教育の現場の話には余り踏み込まないようにしようという議論が、これまで結構多かったわけです。でも、実際に使う側からしたら、それも並べて見ないと現実には不親切です。教育現場に影響を与えないという話が出ているけれども、本当に使う側からすると、逆にそこが求められているところであって、求められていることにどう答えていくのか。これは、まだ私も今の時点で皆さんの御意見を伺わないと結論が出ませんが、そういった問題点も並行してあると思っています。

#### ○沖森主査

ただ今の御意見は、具体的にどんな示し方をするのかという第3番目の論点と関わってきておりますけれども、それも含めて、多分この二つは切り離せない問題だと思います。指針でうたうということは、おのずから具体的にどのように示すのかということと関わってくるかと思えますので、御自由に御発言いただければと思います。

○笹原副主査

「許容」というのは国語施策にどうしても出てくる用語であって、常用漢字表の中にもよく見ると「許容」という概念が使われていますが、この「女」とか命令の「令」の手書き字形の揺れは、実は常用漢字表では許容という扱いではないようです。デザイン、表現の違いにすぎないということで、どちらが上位でどちらが下位かということも実は示されていない。「同値」で、全く同じものだということを常用漢字表は言っているようです。したがって、それらの手書き字形の標準みたいなものは、私が見る限り、常用漢字表では示されていないと思っております。「許容」という言葉が学校教育の現場でもとてもよく聞かれて、事実上存在しているように私も思っていますが、実は常用漢字表の中では「許容」というのは別の意味でしか使われていないと思います。事務局の方から説明があればと思います。

○武田国語調査官

常用漢字表の中では、笹原副主査がおっしゃったように、例えば命令の「令」、「女」、(22) ページに例示されているものですが、これらは「同値」であるという考え方です。「許容」ということで言いますと、例えば平成 22 年に新しく入った「しんにゅう」の謙遜の「遜」という字がございしますが、ちょっとそれを御覧いただきたいと思えます。「改定常用漢字表」の冊子、括弧のない 94 ページを御覧ください。丸括弧ではない、四角括弧の中に「遜」が入っております。右の備考欄を見ていただきますと「[遜] = 許容字体」とあります。こういった「許容」という言葉の使い方はありますが、字体についての解説の中で並んでいるものについては、どちらが主でどちらが許容であるというものはなく、同じものとしてみなすという考え方になります。

○鈴木（泰）委員

今、笹原副主査のおっしゃった、「表現の差」というのは、(20) ページの「<sup>みん</sup>明朝体と筆写の楷書との関係について」というところに出てきますが、これが非常に分かりにくいのではないかと。「表現」というのは、普通、価値を伴うものです。だから、いい表現と悪い表現とあったりするということのように考える人もいるのではないかと。つまり、これは価値付けをしていないということにはならない可能性が、この説明だとあるのではないかと。同じだとはっきり書くとか、そういう手立ても必要かという気はいたします。

○関根委員

やはり並んでいると、どうしても最初に掲げられた方を取る人は多い。それが一般的理解だと思います。例えば、「令」に関して見たら、最初に活字体が出ていて、その後活字体に近い筆記体、次にマの形が並んでいるので、当然、どちらかと言えば先に出てくる活字体に近い筆記体、こちらがいいと思うのは自然な人情ではあると思うんです。その辺りの示し方の工夫も必要になります。

○笹原副主査

少なくとも、並べ方にそういう意図が多少含まれているようにも見える字があるというのは、おっしゃるとおりだと思います。

○沖森主査

確かに「表現」というのではなくて、ここは単に見え方と言いますか、可視化した

ときの問題であるということです。ですから、「表現」というのは確かにいろいろな受け取り方がなされるということになるかと思います。

#### ○納屋委員

関根委員と、鈴木（泰）委員がおっしゃっていることも問題なのはとてもよく分かります。ただ、前書きの部分というテーマで、話を進めていると思いますので、その観点で話をしますと、なぜ今回、手当ての順序として字体を取り上げたかということも明確に言わない限り、進まないように思いました。

最初この会合を行うときに、同音の問題を取り上げるというところから字体の方という切り込みになりました。私自身、驚きました。ただ、そのときの衝撃を心の中に止めておいて世の中の動きを考えますと、今日のテレビにありましたが、オリンピックの際、絵文字（pictogram）で思いやりの心、世界の人を引き付けるような日本の文化を発信していったというような話がありました。

携帯を見ても、顔文字などが入ってきている。文字化けしない形で顔が動く、絵が動くといった提供も、もうされていると思います。情報機器の動きの中で、絵文字、顔文字などと言っていますが、みんな文字です。私も違和感がありますが、皆さんどう考えていらっしゃるのか。この問題のところから足元を固めていく方が安全です。将来的に言うと、読書が少なくなってくると言っているけれども、それよりも携帯やスマートフォンで見ることが日常化している時代が、数年後、10年後には来ます。そうしたら、文字とは何だ、字体、書体とは何だということに触れて情報発信するというのが、この会の使命だろうと私は思いました。ということで、前書きに是非そんなことも含めて書いてほしいと思います。

今の話の基づくところは、「改定常用漢字表」の参考資料の178ページです。「改定常用漢字表」について、文部科学大臣に答申したのが平成22年6月7日ですが、諮問は平成17年3月30日付けで文部科学大臣から出ています。諮問の理由で「漢字を手で書くことをどのように位置付けるかについては、情報化が進展すればするほど、重要な課題として検討することが求められる。」と、平成17年の段階で言っていました。手書きの位置付けについて、答申をするときには「文化である」という一般的な表現でやめています。しかし、「文化」として放っておくことはできなくなったという認識を持っています。つまり、絵文字や、動画に類する文字までもが使われている。そういう流れの中で、本来の文字というものの意味は何だということを、ちゃんと情報発信する必要があると思います。

#### ○田中委員

もう繰り返し出ていると思いますが、前書きに盛り込むべきものといったようなお話だったので、そこに立ち返って、これまで委員の皆さんがおっしゃったことを、私なりにこのように理解しているということを率直に申し上げます。

まず今回、ここで一番議論になっているのは、手書き、活字の関係みたいなことですから、前書きの冒頭、発端みたいなところで、手書き、活字の関係についての何か問題点みたいなことを提起していただく。あとは、今の表の中にも入っていますが、埋没していた字体、書体、字形といった概念について、もう一度きちんと示し、「付」

とされている「字体についての解説」とか、明朝体<sup>みんな</sup>に関してのところとか、見えるところに持ってくる。つまり、問題を提示して、概念を提示して、埋没していたものをマイナーチェンジしながら見えるところに持ってくる。そして最後に、沖森主査のおっしゃっていた3点目に絡んで、どこまで具体的な内容にするのか。普及することを考えての提示の仕方をこのように考えるのだと、そういった前提が前書きになると思

います。盛り込むのは、このくらいでいいような気がします。

それで、3点目をどこまで具体的な内容にするのかといったことは、既に先ほどから踏み込んでいる議論だと思うので、ここで一つ意見を言わせていただきたいと思います。

全部は無理だということはこれまでの議論の中でもあったと思います。「国語に関する世論調査」の中でも、五つの文字については調査があるので、そういったものをデータに基づきながら具体例として示す。あとは、ヒアリングの中でも、学校教育の現場、戸籍の現場で、このような問題があると示していただいたので、常用漢字表との関連の高いところを典型例としてお示しするといった形でやっていく。なぜそれを選んだのかというのは、前書きめいたところに入れていくということで、2点目と3点目は連動させてやっていく方が現実的なのかなと思います。見えるような形で普及していくことが、もしかすると今期の我々の使命の一つかと思いました。

#### ○沖森主査

今の御意見に付け加えさせていただきますと、「改定常用漢字表」の(17)ページから(23)ページの字体についての解説で、「第1 明朝体<sup>みんな</sup>のデザインについて」ということで、これは明朝体のデザインというより、むしろ活字と活字の問題を取り上げています。「第2 明朝体と筆写の楷書との関係について」で、筆写というか、手書き文字について述べている。

二つここに盛り込まれていますが、示し方として、ここに取り上げられているものだけをもう一度説明するのか、あるいは常用漢字表の中で問題となる、先ほど手偏が入っていないということで、手偏も入れましょうとか、こういう範囲をどこまで具体的に示すのかとか、今の田中委員の御発言もそうだと思いますが、この辺りを少し御議論いただければと思います。手偏とか、典型的な例までは問題ないだろうと思いますが、それをどこまで踏み込むのかということです。この点、いかがでしょうか。

#### ○田中委員

そこは是非、笹原副主査の御意見を伺いたいところです。多分、すごく悩ましい問題がたくさんあると思うので。

#### ○笹原副主査

いろいろな考え方があると思います。例えば、常用漢字2,136文字全部に対して考えられる字形を一つ一つ示して、常用漢字の考え方だと、ここまでが一つの字体として解釈できるということ、現実にある例を埋め込んでいって示していく。もしかしたら、そうしなくて済む字もあるでしょうが、いろいろ複合した漢字になると組合せが爆発的に多くなってしまいます。様々なケースがあり得るかと思われれます。ただ、それが現実に与えられた時間の中でどこまで可能かということも考えていく必要があります。これは作業してみないと分からないところがあります。

#### ○沖森主査

もう一つ具体的に言いますと、例えば「吉」という字がございませぬけれども、「吉」という字はもちろん、「土」+「口」と書きますが、「土」+「口」でも、名字などではそういう書き方もある。これは、常用漢字表の中では全然示されていませぬが、例えばそういうものも含むのか含まないのか、どこまで書くのかというのは、なかなか難しいものです。

○笹原副主査

実際、今おっしゃった「吉」というのは、世の中で二つ解釈があります。「常用漢字表」をよく読むとデザイン差と読めるという解釈も行われています。その一方で、「吉」は挙がっていないからやはりそう読んではいけないんだ、「土」と「土」の関係で考えるべきだという解釈も出回っています。

世の中では実際、混乱をしていると思います。ここで一つの考え方を示すということは、なかなか難しいとは思いますが、求められてはいるということだと思います。

○沖森主査

例えば、そのように手書き文字の例として挙がっていないものについても、どこまで踏み込むかという問題について。

○納屋委員

先ほどの発言では混乱をさせてしまいました。常用漢字表のことで補足をしますと、(3)ページ「基本的な考え方」のところに引用されている大臣の諮問を読みました。その諮問は、後半の179ページにもございます。今の問題のことですが、固有名詞の問題についても(6)ページ「(5)名付けに用いる漢字」で委員会の姿勢を明記しています。ところが、①、②のところを確認しますと、字体について一切触れていません。したがって、手当てに値することであろうと思っています。こういうところに字体の話を膨らませていく必要があったと認識しています。

○鈴木（泰）委員

「吉」という線の長さの問題も入れるべきだというお考え、沖森主査から出されましたが、基本的にこの活字体というのは毛筆体を基にしています。多分、版本があって、それを写したものだろーと思います。活字体相互の違いというのは毛筆の使い方をそのまま反映している。活字体は、一応、毛筆の形をそのまま再現できています。太さとか、細さとか、割とできますが、手書きというのは鉛筆、ボールペンといった、道具によってなされるので、毛筆の特徴、毛筆だったら出せる特徴は基本的に表現できない。表現しようとしても、かすれてしまっ見えなとか、実際にはなくなってしまう場合も多い。そういう観点からいうと、払う、はねるというのは、ボールペンでは非常に難しい操作だと思います。自分では払ったつもりでも、それが消えてしまうということはある。毛筆を基にしているようなものが、もし筆写体の方にも要求されているのだとしたら、それはもう一回考え直してみる必要があるという気がいたします。

○関根委員

例えば「吉」に関して言えば、常用漢字表で、仮に上が短いものも示すとして、そうすると、飽くまで下が短いのが活字としての標準ということになります。しかし、手書きの場合は、どちらでもいいという示し方になる。戸籍現場ではどちらも受け入れられるわけです。ただ、学校教育の指導となると、そこに差を付けるのかとか、確かにいろいろ難しい、示し方で問題が出てくると思いました。

それから、笹原副主査にお聞きしたいのですが、先ほどのまとめ方とも関わりますが、例えば折り方とか、点画とか、はねとか、そのようなものは割ときれいにまとめられると思うのですが、一番問題なのは「その他」だと思います。「その他」はもうちょっと、「その他」の中で何か法則を持って、細分化できるのでしょうか。

○笹原副主査

「その他」は歴史的な経緯などがいろいろあります。それこそ鈴木（泰）委員のおっしゃった筆の時代の運筆の自然さから生まれたものであるとか、字の成り立ちを考慮するとこうなったとか、あと「叱」なんていう字は「化」という字とのコンタミネーションと言いますか、混淆こうが起こって、だんだん「七」から「ヒ」のようになっていったのではないとか、漢和辞典を見ると、口偏の隣の「七」というのが叱咤たの「シツ」という音読みを表しているからこう書くべきだ、字の成り立ちにも合っていると、個別にいろいろな因子があって、そのようなものが集められているのが「その他」なので、この類いはもうちょっとあるような気がします。

○関根委員

ほかにはどのくらいありますか。

○笹原副主査

やってみないと分かりませんが、二桁になるかもしれません。こういうものは、もしかしたら個別に何らかの説明を加えた方がいいのかもしれませんが、これから考えるべきところでしょう。

○沖森主査

「天」という字でも、下を短く書きますが、別に下が長くてもいいわけです。そういうこともあるでしょうし。

○笹原副主査

歴代の書写体、筆写体と呼ばれるもののバリエーションは本当にたくさんあります。しかし常用漢字表が通用字体の範囲としてきたものは、それよりは少し狭いように読み取れるのが現状です。先ほど線引きということをやりましたが、線引きをするときの基準をどのように立てていくかというのは、実際、作業しながら見極めていく必要があると感じております。また、その専門の方々の御意見も更に伺わなければと思っています。

○沖森主査

「女」という字にしても、楷書、中国の昔ですと横画の上に出る方が圧倒的に多いのです。しかし、我々は現在、出ていない明朝体みんを見るので、どうしても出ない方が多いように見えます。しかしそこは、一つ一つの文字の歴史みたいなものが背景にあるので判断が難しいということと、それぞれ運筆上の問題も含めて、その他はなかなか分類しづらいということでこういう形になったのでしょう。出る、出ないというものもあるし、止める、はねるというのと複合しているものもあります。「外」は複合しているものが入っていると理解できるかと思います。

○納屋委員

常用漢字表の基本的な考え方、(6) ページのことですが、「(6) 固有名詞における字体についての考え方」で、最後の段落ですが、「公共性の高い、一般の文書等での漢字使用においては、「1字種1字体」が基本であることを確認していくことは「コミュニケーションの手段としての漢字使用」という観点からは極めて大切である。」と書かれていて、固有名詞についても「1字種1字体」と述べられています。

常用漢字表は一般的な言葉になりますから、1字種1字体を示すということが基本だったと思っています。したがって、今までの明治以来よく使われてきていた、言わば康熙字典<sup>き</sup>体の形を最初に掲げていたのが事実なのではないでしょうか。ただし、手書きだと、活字を写してはいなかったのが、歴史が違います。私も現場にいましたが、学校現場では当用漢字表が出たときに、「筆順指導の手びき」という先生方が使える指導の手引書がありました。881字について、つまり義務教育段階までの漢字について、このように書くようにという提示がありました。

それがここに示されているのではないのでしょうか。この辺りを指導者だけでなく、一般の方に届けられるようなメッセージを、今回まとめるという視点でやるということなのではないのでしょうか。

#### ○沖森主査

御発言ありがとうございます。申し訳ないのですが、「1字種1字体」の「字体」というのは骨格の問題です。「1字形」と言っているわけではありません。ですから、手書きでいろいろな字形がある場合と、ここで言っている「字体」というのは、骨組みですので、いわゆる異体字ではなく、多分、一つの字体にきなさいということを行っているのだろうと考えられます。飽くまでも字形の問題は、この1字体に実はたくさんの字形があるというところが、一番の問題点になっているのではないかと理解しております。

ほかに御意見ありましたらお願いします。(→ 挙手なし。)

では、時間も参りましたので、ほかに御意見がないということであれば、本日の協議については以上で終わりにしたいと思います。今後、主査打合せ会で具体的な検討をし、整理したものをここでお出しして、また御協議いただきたいと思います。

また、11月21日に予定されております国語分科会では、本日の配布資料2の内容と、本日、頂いた御意見を基に、これまでの検討内容を報告したいと考えております。その中身については、主査に一任いただけますでしょうか。

(→ 「異議なし」の声あり。)

では、私に取りまとめさせていただきます。

それでは、本日の漢字小委員会はこれで閉会いたします。本日は、御出席どうもありがとうございました。